

No 604

こうほう

平成13年  
(2001年)

12月1日



市の花・つづじ 市の木・もくせい 市の鳥・シジュウカラ

今号の主な内容	平成12年度決算 ..... 3面 環境基本条例素案まとまる ..... 4・5面 学童クラブ入所申請1月7日から ..... 6面 郷土資料室「小正月の飾りもの」展 ..... 7面 お越しくださいガレージセール ..... 8面
---------	--

発行/福生市 編集/総務部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎ 042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

# ふれあいと愛情のある社会へ



市では、すべての人が住み慣れたまちで安心して暮らすことができる、人間尊重と共生の思想に満ちた、支え合う地域社会の形成を推進します

障害者を取り巻く環境は、核家族化、少子高齢化などが進み、大変複雑化しています。13年4月現在、当市の障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,559人、愛の手帳登録者1,781人、合計1,737人、市の人口の約2.8パーセントで、年々増加傾向にあります。

心身に障害のある方へ

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。

また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。

帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。

また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。

帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。

12月9日は障害者週間  
12月3～9日「障害者週間」

## 市役所以外の相談窓口

- ①社会福祉協議会[福祉センター内(☎ 552・2121)]  
ボランティアの育成、障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなど。
- ②東京都心身障害者福祉センター[新宿区戸山3-17-2(☎ 03・3203・6141)]  
同多摩支所[国立市富士見台2-1-1(☎ 573・3311)]  
身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定、補装具・更生医療・施設入所の判定及び障害者(児)の医療・教育・職業・生活・住宅などのあらゆる相談。
- ③立川児童相談所[立川市曙町3-10-19(☎ 523・1321)]  
18歳未満の児童に対する医療・教育などのあらゆる相談・指導・助言、児童施設への入所措置、愛の手帳の判定など。

## 歳末たすけあい運動 12月1日～28日

みんなの気持ちが集まるとあったかい  
市民の皆様一人ひとりの暖かいご支援と  
募金のご協力を願っています。

問合せ福生市社会福祉協議会事務局(☎ 552・2121)



◆身体障害者手帳等診断書料助成事業  
身体障害者手帳、愛の手帳の交付、再交付の申請に必要な診断書の費用を助成します。

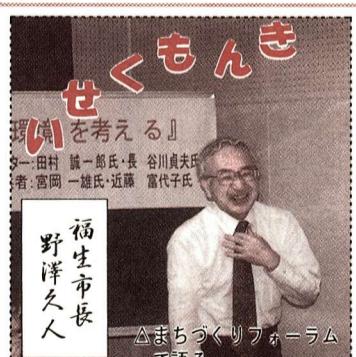
## 福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	対	象	申請先・問合せ
身体障害者手帳 (1級～6級)	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸・小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	福生市福祉部 社会福祉課 障害福祉係 (☎ 551・1511内線385～387)	
愛の手帳 (1度～4度)	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方		
精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	東京都多摩川保健所 (☎ 0428・22・6141)	

福生にも同じ素晴らしい風情を見せる、自然の中で共生していることを実感させてくれる美しい国だとつくづく思います。

日本という国は四季折々の風情を見せる、自然の中で共生していることを実感させてくれる美しい国だとつくづく思います。

美しい紅葉の葉は、地に落ちて土となり、春には新緑となつてよみがえるでしょう。この自然界の大きな循環の中で最大限の努力をして生きている多くの素晴らしさに出会えた秋(宮崎、新潟等の视察)でした。



(視察先の新潟にて)

福生でも環境への取組みを始めています(ごみ問題、環境条例等)。このような問題は、すべての人々がお互いに協力し合っていくことが、多くの皆様がいろいろな方法で協力してくれていますが、ない一層の努力をしていく必要があります。皆のためにやることが結局は自分のため、人類のためだといった思いで進めていきましょう。

師走、寒くなりました。

2001年がよりよい形で

しめくられますように…。



# 平成12年度決算

問合せ財政課財政係

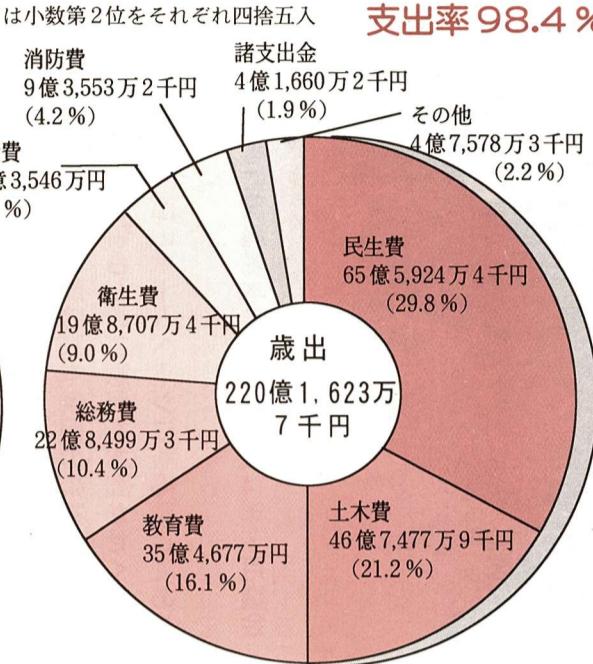
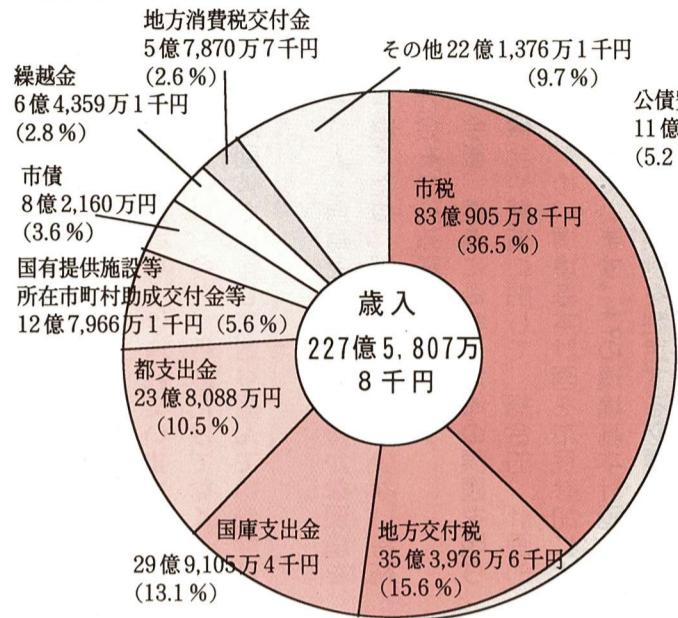
**歳入** 増加した主な理由は、前年度と比べ国庫支出金4億9,603万9千円などが減少しまってが、都支出金

億3,286万8千円などが  
増加して同率となりました。

予定)  
集!  
(21日(金)  
事項を記入

## 平成 12 年度一般会計歳入・歳出決算額

收入率 101.7 %



一般会計

歳入対前年度比〇・5パーセントの増加

今年9月の定例市議会で、平成12年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入(収入)で352億4,863万5千円、歳出(支出)で343億2,676万6千円となり、收支差引額は9億2,186万9千円でした。決算内容の詳細は、平成12年度福生市歳入歳出決算書(市役所情報コーナー、各図書館に置いてあります)に載っていますので、ここでは一般会計の主な動きをお知らせします。

特別会計

総額123億1,052万9千円を支出

特別会計は国民健康保険特別会計・老人保健医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業会計・受託水道事業会計の5会計です。各会計とも順調に運営されました。それぞれの歳入・歳出(収入・支出)予算の執行状況は下表のとおりです。

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位をそれぞれ四捨五入

会計別	予算現額	歳入		歳出		残高 (翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	千円 39億1,611万6	千円 39億1,926万2	% 100.1	千円 38億9,222万9	% 99.4	千円 2,703万3
老人保健医療特別会計	33億6,611万6	33億 58万8	98.1	32億8,597万9	97.6	1,460万9
介護保険特別会計	12億8,742万6	13億 95万2	101.1	12億1,227万2	94.2	8,868万
下水道事業会計	34億2,991万8	33億1,308万5	96.6	32億6,337万9	95.1	4,970万6
受託水道事業会計	7億3,450万9	6億5,667万	89.4	6億5,667万	89.4	0
合計	127億3,408万5	124億9,055万7	98.1	123億1,052万9	96.7	1億8,002万8

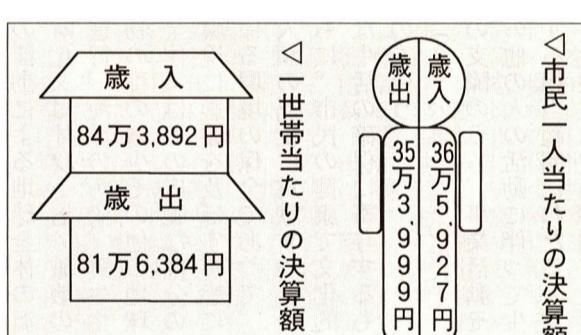
一般会計では、平成12年度に入ってきたお金(歳入)は227億5,807万8千円で、前年度と比較して0.5%の増加となり、使ったお金(歳出)は220億1,623万7千円で、前年度と比較して同率となりました。

**歳出** 前年度と比べ、介護保険特別会計の新設により民生費9億6,348万3千円、また、商工費3億661万2千円などが減少しましたが、土木費7億6,145万3千円、諸支出金3億9640万1千円、衛生費1

### 市税収入済額及び市民一人当たりの納税額

区分	収入済額	一人当たりの納税額	一世帯当たりの納税額
市民税	38億2,217万6千円	6万1,457円	14万1,730円
固定資産税	33億581万6千円	5万3,154円	12万2,583円
都市計画税	7億1,902万9千円	1万1,561円	2万6,662円
市たばこ税	4億2,376万5千円	6,814円	1万5,714円
その他	3,827万2千円	615円	1,419円
合 計	83億905万8千円	13万3,601円	30万8,108円

歳入のうち市税の納税額は左の表のとおりとなって  
います。前年の平成11年度の市民一人当たりの納税額  
は13万4,906円、一世帯当たりの納税額は31万4  
千円でした。



## 歳出(支出)の主なもの



あき家都堂住室

(高齢者集合住宅・平成14年5月入居予定)  
の地元割当入居者募集!

**申込用紙の配布・受付** 12月17日(月)～12月21日(金)  
午前9時～午後4時30分。申込用紙に必要事項を記入し、直接介護福祉課高齢福祉係へ。

**募集戸数** 1戸 (間取り 1DK=6畳洋室・DK) 所在地 =  
大字熊川 1143 番地。使用料月額 21,700 円～47,700  
円(予定額) **申込資格** ①昭和11年12月22日以前生まれの単身者 ②東京都内に3年以上居住、公募時現在福生市内に居住していること。③所得が定められた基準内であること。④現に住宅に困っていること。⑤独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健常であること。※詳細は  
12月15日号広報ふっさに掲載します。

**問合せ** 介護福祉課高齢福祉係

素案についてのご意見は

平成14年1月10日(木)(必着)までに住所、氏名、年令を明記のうえ郵送、ファクシミリ、電子メール（市のホームページの当環境基本条例案のページ）でお寄せください。なお、いただきましたご意見に対する個別の回答はしません。

問合せ 環境課環境係  
所在地 〒197-8501 福生市本町5番地  
ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>  
FAX 042-552-9433

# 福生市環境基本条例

# 素案まとまる ご意見をお聞かせください

エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関するこ  
と。

(6) 地球温暖化の防止、  
オゾン層保護等の地球環境  
の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもの  
のほか、環境への負荷の低  
減に関すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保  
全等に関する施策を総合的  
かつ計画的に推進するため  
福生市環境基本計画（以下  
「環境基本計画」という。）  
を策定しなければならない  
2 環境基本計画は、環  
境の保全等について、次に  
掲げる事項を定めるものと  
する。

- (1) 目標及び基本理念
- (2) 施策の基本方向
- (3) 環境配慮指針
- (4) 前3号に掲げるもの  
のほか、環境の保全等に関  
する施策を総合的かつ計画  
的に推進するために必要な

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ福生市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての指針)

第10条 市長は環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等に積極的に配慮するものとする。

2 市長は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するため必要な措置を講ずるものとする。

講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境学習の推進)  
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)  
第17条 市は、市民、事業者は又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の評価)  
第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進ちょく状況を必要に応じて評価するものとする。

(国、東京都等との協力)  
第19条 市は、環境の保全等を図るために広域的な

（下「審議会」という。）を置く。

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）環境基本計画に関する事項

(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。	附則 (施行期日) この条例は、平成14年10月1日から施行する。
--	---

## 福生市環境基本計画は市民参加で

今、様々な環境問題が取り上げられています。この問題を解決するためには、今後、行政だけではなく、市民、事業者、民間団体が協働して取り組んでいかなければなりません。

また、私たちは人と自然とが共生する豊かな環境を次の世代に引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる責務があります。

福生市では、今後、環境に係わる地域の課題を明らかにし、環境の保全や創造に関して、総合的、計画的に取り組んでいくため、環境基本計画を市民参加により策定したいと考えています。この環境基本計画を策定するためには環境基本条例を制定する必要があります。

このような背景の中、環境基本条例の素案がまとめましたので、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください。この素案は、市のホームページにも掲載してあります。

ご意見を参考に環境基本条例案を平成14年3月議会に提案します。

私たちのまち福生市は、美しく連なる山並みを望み、静かに流れる多摩川の東側に南北に横たわる、武藏野台地にひらけたまちです。武藏野の面影を残す玉川上水、自然のままの雑木林を残している公園や、文化財としては素朴ながらも荘厳な社寺など、自然の色彩や文化の香り豊かで恵まれた自然環境のもと、住宅都市商業都市として発展してきました。

しかし、都市化の進展に伴つた消費文明の浸透は、廃棄物の増大や大気の汚染など都市生活型環境問題をもたらしました。そして私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地域の環境にとどまることなく、地球全体の環境にも大きな負荷を与えることになりました。

な生活を営む権利を有する  
とともに、かけがえのない  
恵み豊かな環境を保全し、  
新たに良好な環境を創造し  
ながら、これを将来の世代  
に引き継ぐ責務を担つてい  
ます。そのためには、自ら  
が環境に負荷を与えていた  
立場にあることを深く認識  
し、自らの生活様式や社会  
経済活動を見直すとともに、  
環境に配慮した新たな地域  
社会の構築を目指して市民、  
事業者、行政などすべての  
ものが協働しながら、それ  
ぞれの責務を果たしていく  
なければなりません。

つ。)について、基本理念を定め、福生市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民が自然と共に健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる循環型社会を構築し、良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（協働の責務）

第4条 市、市民及び事業者は、前条に規定する基本理念に基づき、環境の保全等

2 市民は、前項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して積極的に環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行つに当たつては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴つて先生する公害を防止し、自然環境の適正な保全等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

51-1511 です

## 21世紀は環境の時代

前文

もとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するう。）について、基本理念を定め、福生市（以下「市

資源の消費への負荷が

抑制し、環境  
減される社会

防止、自然環境の適正な保  
全等に努めなければならな

**福生市環境基本計画は市民参加で**

環境基本計画は市民の皆さんのご意見をもとに平成14年度、15年度で策定する予定です。

環境基本計画は、市民参加による「(仮称)福生環境市民会議」(市民会議委員により名称を決定する)を設置し、市民による市民のための計画を策定します。

市民、事業者、民間団体の方々の積極的な参加をお願いします。市民会議委員の募集については、「広報ふっさ」平成14年2月1日号に掲載する予定です。

美しい水辺空間と緑に育まれた潤いとやすらぎのあるまち福生を将来の世代へ



## 学童クラブ一覧

学童クラブ名	申請のめやすとなる小学校	所 在 地
武藏野台クラブ	一小	武藏野台1-12-2
たんぽぽクラブ	二小	熊川559-1
熊川クラブ	二小・三小	熊川1143-1
さくらクラブ	三小	牛浜163
わかぎりクラブ	四小	福生1280-1
わかたけクラブ	五小	熊川199-1
亀の子クラブ	六小	加美平1-20-6
田園クラブ	七小	南田園3-6-1

東京都年末交通安全キャンペーン  
12月11日～20日

多摩川永田橋上流部右岸側において良好な河川環境を復元するため工事を行います。今年3月から6月にかけてハリエンジュ(ニセアカシア)等の植物を伐採抜根

永田地区で河川土砂掘削工事を実施

多摩川永田橋上流部右岸  
5195

試験日 平成14年1月27日(日)  
試験内容 適性検査・小論文

所福生病院組合事務部庶務課(公立福生病院別館2階)

募集受付期間 平成14年1月18日～平成14年1月27日(日)

申込書と要項の配布期間 平成14年1月10日～平成14年1月11日

採用予定日 平成14年4月1日

調査区域 本町・志茂・牛浜(それぞれ青梅線西側)地区及び福生(福生一小周辺)・加美平三丁目(加美平南公園周辺)の一部。

調査の範囲は、道路から各家庭の量水器までです。

生市の腕章を携帯した調査員が敷地内に入させていただ

くことがあります。

ご協力ください  
水道管の漏水調査

ご存知ですか  
検察審査会

官公署だより

公園内及び道路に犬の糞が多くの利用者が大変迷惑をしています。糞は飼い主が責任をもって始末します。

糞が非課税あるいは均等割のみの世帯は、育成料が免除になります。

が責任をもって始末します。糞は飼い主が責任をもって始末します。

糞が非課税あるいは均等割のみの世帯は、育成料が免

除になります。

が責任をもって始末します。糞は飼い主が責任をもって始末します。



## 平成14年度学童クラブ 入所申請を受け付けます

通所しやすい学童クラブに  
入所申し込みできます

受付期間  
1月7日(月)  
～  
1月21日(月)

犬の飼い主へ



放課後帰宅しても保護者が仕事などで面倒を見ても生活保護法による被保護世帯、または、前年度の市民活動が可能な児童が対象です。保護者が入所を希望する

学童クラブを選択して申請することができます。(詳細は「学童クラブ入所申込のしおり」を参照してください。)

※すでに入所している児童も新たに申請が必要です。また、定員に達した場合は、入所できないことがありますのでご承知ください。

間食費月額 1,500円  
※生活保護法による被保護世帯は免除になります。

申請書配布 12月10日から、  
受付場所 児童福祉課か福生市社会福祉協議会へ(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)。

500円となります。また、生活保護法による被保護世帯、または、前年度の市民活動が可能な児童が対象です。保護者が入所を希望する

が責任をもって始末します。糞は飼い主が責任をもって始末します。

糞が非課税あるいは均等割のみの世帯は、育成料が免除になります。

糞が非課税あるいは均等割のみ



車を使わずにサイクリング、または散歩がてら、買付けで車を使いますので、できるだけ場所が限られています。駐車を行いまして。家庭雑貨を販売するガレージセールを行います。



資源のリサイクルも兼ね、家庭のすみで眠っている衣類や、贈答品、食器などのガレージセールとなりの不用品は我が家家の宝物

年以上継続して販売業務な取扱店の資格要件市内で1年で引き続き募集いたします。いごみ指定袋の取扱店を引

取扱店募集中！

ごみの指定袋

問合せ地域振興課産業振興係

日時12月9日(日)午前9時30分~午後2時※雨天の場合は12月16日(日)に延期。

場所多摩川中央公園

日時12月19日(水)・20日

平日夜間窓口

日時12月19日(水)・20日

い物におこしください。

市は12月を「納税推進強化月間」と定め、市税・国民健康保険税及び介護保険料の滞納整理に取り組んでいます。納め忘れている方、滞納している方は、このままでおきますと、延滞金が加算されますます納税しにくくなります。この機会にぜひ納めるようお願いします。病気や事故、経済的な理由で納税が困難な方は、ご相談ください。

納期内納税にご協力を！

12月は固定資産税・都市計画税(第3期)、国民健康保険税(第5期)、介護保険料(第5期)の納期です。

口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から12月

28日に自動的に振り替えま

すので、残高をご確認ください！

納め忘れはありませんか

次のとおり納期は過ぎております。  
市・都民税  
(第1期、第2期、第3期)  
固定資産税・都市計画税  
(第1期、第2期)  
軽自動車税(全期)  
国民健康保険税(第1期、第2期、第3期、第4期)  
介護保険料(第1期、第2期、第3期、第4期)  
問合せ 収納課収納係

申込み 申込用紙(清掃係)

取扱品目 指定収集袋(燃やせるごみ4種類)

(2) 手数料の収納と指定金額  
廃棄物処理手数料請求書の提出等、公金の適正な処理及び指定収集袋の厳正な管理ができること。

機関等への納付のほか、固定資産税、個人事業税、市・都民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(1) 法人は法人税、法人事業税、法人市民税及び

以上継続して事業を営む見

どを営んでいて、今後1年

合わせください。

特に問い合わせください。

飲みがあること。

※職種は

お問い合わせください。

ごみの量が大変多く、一日では収集できない場合がありますので、何日かに分けて出すようご協力ください。問合せ 環境課清掃係

※年始の収集初日は、ごみの量が大変多く、一日では収集

できない場合がありますので、何日かに分けて出すよう

ご協力ください。問合せ 環境課清掃係

年末年始ごみ・し尿收集日程

収集種類	年末	年始	申込み
戸別収集	12月28日(金)まで	1月4日(金)から	環境課清掃係 ☎ 551-1511(代)
拠点収集	12月27日(木)まで	12月28日(金)まで(受付は21日まで)	
し尿	12月28日(金)まで(受付は21日まで)	1月4日(金)から	リサイクルセンター ☎ 552-1621 ☎ 551-9150
粗大ごみ	12月28日(金)まで(受付は19日まで)	1月4日(金)から	

※年始の収集初日は、ごみの量が大変多く、一日では収集できない場合がありますので、何日かに分けて出すようご協力ください。問合せ 環境課清掃係

### 集団回収の古布の計量がトラックスケールでできるようになりました！

集団回収で集めた古布はリサイクルセンターで土曜日・日曜日・祝日でもトラックごと計量ができるようになりました（落雷の危険性がある夏期を除く）。搬入の際には事前に必ず連絡を。申込み 環境課清掃係

### 高齢者のインフルエンザ予防接種の費用を一部負担します！

実施期間 12月28日(金)まで 対象 市内在住で、接種日当日に①65歳以上の方②60歳から64歳の方で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により身体障害者手帳の1級相当の方 接種方法 接種は1回です。下表の市内指定医療機関で接種してください(保険証等住所・生年月日のわかるものを持参)。接種費用 自己負担分2,200円を接種した医療機関でお支払いください。生活保護受給中の方は、全額公費負担になりますので、社会福祉課で生活保護法適用証明書の交付を受け医療機関へ提出してください。

問合せ 保健センター(☎ 552-0061)



市指定医療機関名	電話番号	備考	受付時間・診療時間は各医療機関へお問合せください。
青山 医院	530-3011		
池田 医院	539-0355		
牛浜 内科クリニック	539-1951		
岡村 クリニック	530-5644		
笠井 クリニック	551-6611		
桂川 内科 医院	552-1031		
木野 村 医院	551-0283	要連絡	
熊川 病院	553-3001		
ささもと整形外科形成外科クリニック	539-2300	要連絡	
島井内科・小児科クリニック	553-6151		
セザイ皮フ科クリニック	551-7889		
大聖 病院	551-1311		
高村 内科クリニック	530-2710		
辻脳神経外科クリニック	551-5861	要連絡	
田園皮フ科クリニック	552-8779	要連絡	
西村 医院	553-0182		
波多野 内科 医院	551-7545	要連絡	
平沢 クリニック	539-0551		
福生 クリニック	551-2312		
福生 地球 診療所	552-6337		
公立福生病院	551-1111	要連絡	
道又 医院	551-3626	要連絡	
目白 第二病院	553-3511	要連絡	
山口 外科 医院	553-1177	要連絡	
渡辺 医院	553-0815	要連絡	

問合せ 保険年金課年金係  
コチラ開催のお知らせ

国民年金基金の担当者が

国民年金に加入している方

は、今年の1月から12月に納

めた国民年金保険料が、扶養

家族の分も含めて全額が社会

保険料控除相当額となります

ので必ず申告してください。

国民年金保険料は社会保険料控除になります

問合せ 保険年金課年金係

国民年金だより

問合せ 保険年金課年金係

国民健康保険だより

問合せ 東京都国民年金基金館

午後4時 場所 福生市商工会館202会議室

日時 12月19日(水)午前10時(

午後4時 場所 福生市商工会館202会議室

日時 12月19日(水)午前10時(

午後4時 場所 福生市商工会館202会議室

問合せ 保険年金課年金係  
会社を退職したら国保の加入手続きを！

国民皆保険制度で、国民の誰もがいざかの医療保険に加入することになつて

います。

会社を退職したら、国民の誰もがいざかの医療保険に加入することになつて

います。

問合せ 保険年金課年金係  
会社を退職したら国保の加入手続きを！

国民皆保険制度で、国民の誰もがいざかの医療保険に加入することになつて

います。

会社を退職したら、国民の誰もがいざかの医療保険に加入することになつて

います。